

第3 租税特別措置法関係通達（法人税編）関係

昭和50年2月14日付直法2-2「租税特別措置法関係通達（法人税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 例言

改 正 後	改 正 前
例 言	例 言
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
.....
(例)	(例)
第1章の2 特別税額控除及び減価償却の特例	第1章の2 特別税額控除及び減価償却の特例
.....
.....
.....
第43条（特定設備等の特別償却） 関係	第43条（特定設備等の特別償却） 関係
第1款 共通事項	第1款 共通事項
	第2款 <u>公害防止用設備</u>
	第3款 <u>海洋運輸業等</u>
	第4款 <u>自動車教習用貨物自動車</u>
第2款 <u>再生可能エネルギー発電設備等</u>	第5款 <u>再生可能エネルギー発電設備等</u>
第3款 <u>海洋運輸業等</u>	
.....
.....
.....

改 正 後	改 正 前
6	6
7	7

二 目 次

改 正 後	改 正 前
<p>第 1 章 中小企業者等の法人税率の特例</p> <p>第 42 条の 3 の 2 《中小企業者等の法人税率の特例》関係</p> <p>第 1 章の 2 特別税額控除及び減価償却の特例</p> <p>第 42 条の 4 《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 1 款 試験研究の範囲</p> <p>第 2 款 試験研究費の額</p> <p>第 3 款 中小企業者</p> <p>第 4 款 その他</p> <p>第 42 条の 5～第 48 条 《共通事項》関係</p> <p>第 42 条の 5 《高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 42 条の 6 《中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 42 条の 9 《沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 42 条の 10 《国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除》関係</p>	<p>第 1 章 中小企業者等の法人税率の特例</p> <p>第 42 条の 3 の 2 《中小企業者等の法人税率の特例》関係</p> <p>第 1 章の 2 特別税額控除及び減価償却の特例</p> <p>第 42 条の 4 《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 1 款 試験研究の範囲</p> <p>第 2 款 試験研究費の額</p> <p>第 3 款 中小企業者</p> <p>第 4 款 その他</p> <p>第 42 条の 5～第 48 条 《共通事項》関係</p> <p>第 42 条の 5 《高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 42 条の 6 《中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 42 条の 9 《沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 42 条の 10 《国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除》関係</p>

改 正 後	改 正 前
第 42 条の 11 《国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係	第 42 条の 11 《国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係
第 42 条の 11 の 2 《地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係	第 42 条の 11 の 2 《地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係
第 42 条の 11 の 3 《地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係	第 42 条の 11 の 3 《地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係
第 42 条の 12 《地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除》関係	第 42 条の 12 《地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除》関係
第 42 条の 12 の 2 《認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除》関係	第 42 条の 12 の 2 《認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除》関係
第 42 条の 12 の 3 《特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係	第 42 条の 12 の 3 《特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係
第 42 条の 12 の 4 《中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係	第 42 条の 12 の 4 《中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係
第 42 条の 12 の 5 《給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除》関係	第 42 条の 12 の 5 《給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除》関係
第 42 条の 12 の 6 《革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係	第 42 条の 12 の 6 《革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係
第 42 条の 13 《法人税の額から控除される特別控除額の特例》関係	第 42 条の 13 《法人税の額から控除される特別控除額の特例》関係
第 43 条 《特定設備等の特別償却》関係	第 43 条 《特定設備等の特別償却》関係
第 1 款 共通事項	第 1 款 共通事項
	<u>第 2 款 公害防止用設備</u>
	<u>第 3 款 海洋運輸業等</u>
	<u>第 4 款 自動車教習用貨物自動車</u>
<u>第 2 款 再生可能エネルギー発電設備等</u>	<u>第 5 款 再生可能エネルギー発電設備等</u>

改 正 後	改 正 前
<p>第3款 海洋運輸業等</p> <p>第43条の3（被災代替資産等の特別償却）関係</p> <p>第44条（関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却）関係</p> <p>第44条の3（共同利用施設の特別償却）関係</p> <p>第45条（特定地域における工業用機械等の特別償却）関係</p> <p>第45条の2（<u>医療用機器等の特別償却</u>）関係</p> <p>第46条（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却）関係</p> <p>第46条の2（事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却）関係</p> <p>第47条（企業主導型保育施設用資産の割増償却）関係</p> <p>第47条の2（<u>特定都市再生建築物の割増償却</u>）関係</p> <p>第48条（倉庫用建物等の割増償却）関係</p> <p>第52条の3（準備金方式による特別償却）関係</p> <p>第2章 準備金等</p> <p>第55条～第57条の8（共通事項）関係</p> <p>第55条（海外投資等損失準備金）関係</p> <p><u>第55条の2</u>（金属鉱業等鉱害防止準備金）関係</p> <p>第56条（特定災害防止準備金）関係</p> <p>第57条の4（原子力発電施設解体準備金）関係</p> <p>第57条の4の2（特定原子力施設炉心等除去準備金）関係</p> <p>第57条の5（保険会社等の異常危険準備金）関係</p> <p>第57条の6（原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金）関係</p>	<p>第43条の3（被災代替資産等の特別償却）関係</p> <p>第44条（関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却）関係</p> <p>第44条の3（共同利用施設の特別償却）関係</p> <p>第45条（特定地域における工業用機械等の特別償却）関係</p> <p>第45条の2（<u>医療用機器</u>の特別償却）関係</p> <p>第46条（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却）関係</p> <p>第46条の2（事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却）関係</p> <p>第47条（企業主導型保育施設用資産の割増償却）関係</p> <p>第47条の2（<u>特定都市再生建築物等の割増償却</u>）関係</p> <p>第48条（倉庫用建物等の割増償却）関係</p> <p>第52条の3（準備金方式による特別償却）関係</p> <p>第2章 準備金等</p> <p>第55条～第57条の8（共通事項）関係</p> <p>第55条（海外投資等損失準備金）関係</p> <p><u>第55条の2</u>（<u>新事業開拓事業者投資損失準備金</u>）関係</p> <p><u>第55条の5</u>（金属鉱業等鉱害防止準備金）関係</p> <p>第56条（特定災害防止準備金）関係</p> <p>第57条の4（原子力発電施設解体準備金）関係</p> <p>第57条の4の2（特定原子力施設炉心等除去準備金）関係</p> <p>第57条の5（保険会社等の異常危険準備金）関係</p> <p>第57条の6（原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金）関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 57 条の 7 (関西国際空港用地整備準備金) 関係</p> <p>第 57 条の 7 の 2 (中部国際空港整備準備金) 関係</p> <p>第 57 条の 8 (特定船舶に係る特別修繕準備金) 関係</p> <p>第 57 条の 9 (<u>中小企業者等</u>の貸倒引当金の特例) 関係</p> <p>第 3 章 削 除</p> <p>第 4 章 鉱業所得の課税の特例</p> <p>第 58 条 (探鉱準備金又は海外探鉱準備金) 関係</p> <p>第 5 章 沖縄の認定法人の課税の特例</p> <p>第 60 条 (沖縄の認定法人の課税の特例) 関係</p> <p>第 5 章の 2 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例</p> <p>第 61 条 (国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例) 関係</p> <p>第 6 章 削 除</p> <p>第 7 章 認定農地所有適格法人の課税の特例</p> <p>第 61 条の 2 (農業経営基盤強化準備金) 関係</p> <p>第 61 条の 3 (農用地等を取得した場合の課税の特例) 関係</p> <p>第 8 章 交際費等の課税の特例</p> <p>第 61 条の 4 (交際費等の損金不算入) 関係</p> <p>第 1 款 交際費等の範囲</p>	<p>第 57 条の 7 (関西国際空港用地整備準備金) 関係</p> <p>第 57 条の 7 の 2 (中部国際空港整備準備金) 関係</p> <p>第 57 条の 8 (特定船舶に係る特別修繕準備金) 関係</p> <p>第 57 条の 9 (<u>中小企業等</u>の貸倒引当金の特例) 関係</p> <p>第 3 章 削 除</p> <p>第 4 章 鉱業所得の課税の特例</p> <p>第 58 条 (探鉱準備金又は海外探鉱準備金) 関係</p> <p>第 5 章 沖縄の認定法人の課税の特例</p> <p>第 60 条 (沖縄の認定法人の課税の特例) 関係</p> <p>第 5 章の 2 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例</p> <p>第 61 条 (国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例) 関係</p> <p>第 6 章 削 除</p> <p>第 7 章 認定農地所有適格法人の課税の特例</p> <p>第 61 条の 2 (農業経営基盤強化準備金) 関係</p> <p>第 61 条の 3 (農用地等を取得した場合の課税の特例) 関係</p> <p>第 8 章 交際費等の課税の特例</p> <p>第 61 条の 4 (交際費等の損金不算入) 関係</p> <p>第 1 款 交際費等の範囲</p>

改 正 後	改 正 前
第2款 損金不算入額の計算	第2款 損金不算入額の計算
第9章 土地の譲渡等がある場合の特別税率	第9章 土地の譲渡等がある場合の特別税率
第62条の3（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係	第62条の3（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係
第1款 課税対象の範囲等	第1款 課税対象の範囲等
第2款 収益の額	第2款 収益の額
第3款 原価の額	第3款 原価の額
第4款 直接又は間接に要した経費の額等	第4款 直接又は間接に要した経費の額等
第5款 適用除外関係	第5款 適用除外関係
第6款 その他	第6款 その他
第63条（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係	第63条（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係
第1款 課税対象の範囲等	第1款 課税対象の範囲等
第2款 収益の額	第2款 収益の額
第3款 原価の額	第3款 原価の額
第4款 直接又は間接に要した経費の額等	第4款 直接又は間接に要した経費の額等
第5款 適用除外関係	第5款 適用除外関係
第6款 その他	第6款 その他
第10章 資産の譲渡の場合の課税の特例	第10章 資産の譲渡の場合の課税の特例
第64条～第66条の2（共通事項）関係	第64条～第66条の2（共通事項）関係
第64条～第65条の2（収用等の場合の課税の特例）関係	第64条～第65条の2（収用等の場合の課税の特例）関係
第1款 収用等の範囲	第1款 収用等の範囲
第2款 補償金の範囲等	第2款 補償金の範囲等
第3款 圧縮記帳等の計算	第3款 圧縮記帳等の計算
第4款 収用証明書等	第4款 収用証明書等

改 正 後	改 正 前
<p>第 65 条の 2 《収用換地等の場合の所得の特別控除》関係</p> <p>第 65 条の 3 《特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係</p> <p>第 65 条の 4 《特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係</p> <p>第 65 条の 5 《農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係</p> <p>第 65 条の 5 の 2 《特定の長期所有土地等の所得の特別控除》関係</p> <p>第 1 款 対象資産の範囲等</p> <p>第 2 款 その他</p> <p>第 65 条の 7～第 65 条の 9 《特定の資産の買換えの場合等の課税の特例》関係</p> <p>第 1 款 対象資産の範囲等</p> <p>第 2 款 事業の用に供したことの意義等</p> <p>第 3 款 圧縮限度額の計算等</p> <p>第 4 款 特別勘定</p> <p>第 5 款 その他</p> <p>第 66 条 《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例》関係</p> <p>第 66 条の 2 《平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例》関係</p> <p>第 1 款 対象資産の範囲等</p> <p>第 2 款 その他</p> <p>第 11 章 国外関連者との取引に係る課税の特例等</p> <p>第 66 条の 4 《国外関連者との取引に係る課税の特例》関係</p>	<p>第 65 条の 2 《収用換地等の場合の所得の特別控除》関係</p> <p>第 65 条の 3 《特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係</p> <p>第 65 条の 4 《特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係</p> <p>第 65 条の 5 《農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係</p> <p>第 65 条の 5 の 2 《特定の長期所有土地等の所得の特別控除》関係</p> <p>第 1 款 対象資産の範囲等</p> <p>第 2 款 その他</p> <p>第 65 条の 7～第 65 条の 9 《特定の資産の買換えの場合等の課税の特例》関係</p> <p>第 1 款 対象資産の範囲等</p> <p>第 2 款 事業の用に供したことの意義等</p> <p>第 3 款 圧縮限度額の計算等</p> <p>第 4 款 特別勘定</p> <p>第 5 款 その他</p> <p>第 66 条 《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例》関係</p> <p>第 66 条の 2 《平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例》関係</p> <p>第 1 款 対象資産の範囲等</p> <p>第 2 款 その他</p> <p>第 11 章 国外関連者との取引に係る課税の特例等</p> <p>第 66 条の 4 《国外関連者との取引に係る課税の特例》関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第1款 特殊の関係</p> <p>第2款 独立企業間価格の算定方法の選定</p> <p>第3款 比較対象取引</p> <p>第4款 独立企業間価格の算定</p> <p>第5款 利益分割法の適用</p> <p>第6款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第7款 <u>ディスカウント・キャッシュ・フロー法の適用</u></p> <p>第8款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用</p> <p>第9款 <u>特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置の適用</u></p> <p>第10款 申告調整等</p> <p>第11款 国外移転所得金額の取扱い等</p> <p>第12款 その他</p> <p>第11章の2 外国法人の内部取引に係る課税の特例</p> <p>第66条の4の3《外国法人の内部取引に係る課税の特例》関係</p> <p>第1款 独立企業間価格の算定方法の選定</p> <p>第2款 比較対象取引</p> <p>第3款 独立企業間価格の算定</p> <p>第4款 利益分割法の適用</p> <p>第5款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第6款 <u>ディスカウント・キャッシュ・フロー法の適用</u></p> <p>第7款 棚卸資産の売買に相当する内部取引以外の内部取引における独立企業間価格の算定方法の適用</p> <p>第8款 <u>特定無形資産国外関連取引に相当する内部取引に係る価格調整措置</u></p>	<p>第1款 特殊の関係</p> <p>第2款 独立企業間価格の算定方法の選定</p> <p>第3款 比較対象取引</p> <p>第4款 独立企業間価格の算定</p> <p>第5款 利益分割法の適用</p> <p>第6款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第7款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用</p> <p>第8款 申告調整等</p> <p>第9款 国外移転所得金額の取扱い等</p> <p>第10款 その他</p> <p>第11章の2 外国法人の内部取引に係る課税の特例</p> <p>第66条の4の3《外国法人の内部取引に係る課税の特例》関係</p> <p>第1款 独立企業間価格の算定方法の選定</p> <p>第2款 比較対象取引</p> <p>第3款 独立企業間価格の算定</p> <p>第4款 利益分割法の適用</p> <p>第5款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第6款 棚卸資産の売買に相当する内部取引以外の内部取引における独立企業間価格の算定方法の適用</p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>の適用</u></p> <p><u>第9款</u> 申告調整等</p> <p><u>第10款</u> 国外移転所得金額の取扱い等</p> <p>第11章の3 特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供 第66条の4の4（特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供）関係</p> <p>第12章 関連者等に係る利子等の課税の特例 第66条の5（国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例）関係 第66条の5の2及び第66条の5の3（関連者等に係る純支払利子等の課税の特例）関係</p> <p>第13章 内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例 第66条の6～第66条の9（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）関係 第66条の9の2～第66条の9の5（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）関係</p> <p>第14章 その他の特例 第66条の10（技術研究組合の所得の計算の特例）関係 第66条の11（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例）関係 第67条（社会保険診療報酬の所得の計算の特例）関係 第67条の3（農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例）関係 第67条の4（転廃業助成金等に係る課税の特例）関係</p>	<p><u>第7款</u> 申告調整等</p> <p><u>第8款</u> 国外移転所得金額の取扱い等</p> <p>第11章の3 特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供 第66条の4の4（特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供）関係</p> <p>第12章 関連者等に係る利子等の課税の特例 第66条の5（国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例）関係 第66条の5の2及び第66条の5の3（関連者等に係る純支払利子等の課税の特例）関係</p> <p>第13章 内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例 第66条の6～第66条の9（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）関係 第66条の9の2～第66条の9の5（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）関係</p> <p>第14章 その他の特例 第66条の10（技術研究組合の所得の計算の特例）関係 第66条の11（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例）関係 第67条（社会保険診療報酬の所得の計算の特例）関係 第67条の3（農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例）関係 第67条の4（転廃業助成金等に係る課税の特例）関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 67 条の 5 《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》関係</p> <p>第 67 条の 6 《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例》関係</p> <p>第 67 条の 12 《組合事業等による損失がある場合の課税の特例》関係</p> <p>第 67 条の 18 《国外所得金額の計算の特例》関係</p> <p>第 68 条 《特定の協同組合等の法人税率の特例》関係</p> <p>第 68 条の 2 の 3 《適格合併等の範囲等に関する特例》関係</p> <p>第 1 款 合併法人等</p> <p>第 2 款 <u>特定軽課税外国法人等</u></p>	<p>第 67 条の 5 《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》関係</p> <p>第 67 条の 6 《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例》関係</p> <p>第 67 条の 12 《組合事業等による損失がある場合の課税の特例》関係</p> <p>第 67 条の 18 《国外所得金額の計算の特例》関係</p> <p>第 68 条 《特定の協同組合等の法人税率の特例》関係</p> <p>第 68 条の 2 の 3 《適格合併等の範囲等に関する特例》関係</p> <p>第 1 款 合併法人等</p> <p>第 2 款 <u>特定軽課税外国法人</u></p>

三 第 42 条の 3 の 2 《中小企業者等の法人税率の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>(適用除外事業者であるかどうかの判定)</u></p> <p><u>42 の 3 の 2-1 措置法第 42 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用上、法人が適用除外事業者（同項に規定する適用除外事業者をいう。）に該当するかどうかの判定に当たっては、措置法第 42 条の 4 第 8 項第 8 号に規定する乗じて計算した金額は、正当額によるのであるから、例えば、確定申告により確定した所得の金額が修正申告や更正により変更された場合には、その判定を改めて行う必要があることに留意する。</u></p> <p><u>(注) 措置法令第 27 条の 4 第 13 項各号に掲げる事由がある場合の同条第 14 項各号に定める金額の計算についても、同様とする。</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(中小企業者等の年 800 万円以下の所得金額の端数計算)</p> <p><u>42 の 3 の 2-2</u></p>	<p>(中小企業者等の年 800 万円以下の所得金額の端数計算)</p> <p><u>42 の 3 の 2-1</u></p>

四 第 42 条の 4 ((試験研究を行った場合の法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(試験研究費の額の統一的計算)</p> <p>42 の 4 (2) -2</p> <p>(注) <u>同条第 4 項</u>.....<u>同条第 5 項</u>.....</p>	<p>(試験研究費の額の統一的計算)</p> <p>42 の 4 (2) -2</p> <p>(注) <u>同条第 3 項</u>.....<u>同条第 4 項</u>.....</p>
<p>(中小企業者であるかどうかの判定)</p> <p>42 の 4 (3) -1 <u>措置法第 42 条の 4 第 4 項から第 6 項までの規定の適用上、法人が中小企業者 (同条第 8 項第 7 号に規定する中小企業者をいう。以下同じ。) に該当するかどうかの判定は、当該事業年度終了の時の現況によるものとする。</u></p>	<p>(中小企業者であるかどうかの判定の時期)</p> <p>42 の 4 (3) -1 <u>法人が中小企業者 (措置法第 42 条の 4 第 3 項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。) に該当する法人であるかどうかは、当該事業年度終了の時の現況によって判定するものとする。</u></p>
<p>(適用除外事業者であるかどうかの判定)</p> <p><u>42 の 4 (3) -1 の 2 措置法第 42 条の 4 第 4 項から第 6 項までの規定の適用上、法人が適用除外事業者 (同条第 8 項第 8 号に規定する適用除外事業者をいう。) に該当するかどうかの判定に当たっては、同号に規定する乗じて計算した金額は、正当額によるのであるから、例えば、確定申告により確定した所得の金額が修正申告や更正により変更された場合には、その判定を改めて行う必要があることに留意する。</u></p> <p>(注) <u>措置法令第 27 条の 4 第 13 項各号に掲げる事由がある場合の同条第 14 項各号に定める金額の計算についても、同様とする。</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(事業年度の中途において他の者等に該当しなくなった場合の適用)</p> <p>42の4(4)-1 <u>措置法令第27条の4第18項第3号、第4号又は第8号から第11号まで</u>……………<u>同項第3号若しくは第9号に規定する新事業開拓事業者等、同項第4号若しくは第10号に規定する他の者又は同項第8号若しくは第11号</u>……………<u>措置法第42条の4第8項第10号</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>……………<u>措置法令第27条の4第18項第3号若しくは第9号に規定する新事業開拓事業者等、同項第4号若しくは第10号に規定する他の者又は同項第8号若しくは第11号</u>……………</p> <p>(知的財産権の使用料)</p> <p>42の4(4)-2 法人が<u>措置法令第27条の4第18項第11号</u>……………<u>措置法規則第20条第28項</u>……………<u>措置法第42条の4第1項又は第4項</u>……………</p> <p>……………</p> <p><u>(特別の技術による生産方式その他これに準ずるものの意義)</u></p> <p>42の4(4)-3 <u>措置法規則第20条第22項に規定する「特別の技術による生産方式その他これに準ずるもの」とは、知的財産権以外で、生産その他業務に関し繰り返し使用し得るまでに形成された創作、すなわち、特別の原料、処方、機械、器具、工程によるなど独自の考案又は方法を用いた生産についての方式、これに準ずる秘けつ、秘伝その他特別に技術的価値を有する知識及び意匠等をいう。したがって、ノウハウはもちろん、機械、設備等の設計及び図面等に化体された生産方式、デザインもこれに含まれるが、技術の動向、製品の販路、特定の品目の生産高等の情報又は機械、装置、原材料等の材質等の鑑定若しく</u></p>	<p>(事業年度の中途において他の者等に該当しなくなった場合の適用)</p> <p>42の4(4)-1 <u>措置法令第27条の4第13項第3号、第7号又は第8号</u>……………</p> <p>……………<u>同項第3号に規定する他の者又は同項第7号若しくは第8号</u>……………</p> <p>……………<u>措置法第42条の4第8項第9号</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>……………<u>措置法令第27条の4第13項第3号に規定する他の者又は同項第7号若しくは第8号</u>……………</p> <p>(知的財産権の使用料)</p> <p>42の4(4)-2 法人が<u>措置法令第27条の4第13項第8号</u>……………<u>措置法規則第20条第20項</u>……………<u>措置法第42条の4第1項又は第3項</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>は性能の調査、検査等は、これに該当しない。</u></p> <p>(移転試験研究費の額等の区分に係る合理的な方法)</p> <p><u>42の4(4)－4</u> ……………</p> <p> <u>同条第24項</u>……………</p> <p> (注) ……………</p>	<p>(移転試験研究費の額等の区分に係る合理的な方法)</p> <p><u>42の4(4)－3</u> ……………</p> <p> <u>同条第19項</u>……………</p> <p> (注) ……………</p>

五 第42条の5(高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)関係

改 正 後	改 正 前
<p>(中小企業者であるかどうかの判定)</p> <p><u>42の5-2 措置法第42条の5第2項の規定の適用上、法人が同項に規定する中小企業者に該当するかどうかの判定(同項に規定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。)</u>は、高度省エネルギー増進設備等の取得等をした日及び事業の用に供した日の<u>現況によるものとする。</u></p> <p>(適用除外事業者であるかどうかの判定)</p> <p><u>42の5-2の2 措置法第42条の5第2項の規定の適用上、法人が適用除外事業者(同項に規定する適用除外事業者をいう。)に該当するかどうかの判定に当たっては、措置法第42条の4第8項第8号に規定する乗じて計算した金額は、正当額によるのであるから、例えば、確定申告により確定した所得の金額が修正申告や更正により変更された場合には、その判定を改めて行う必要があることに留意する。</u></p> <p>(注) 措置法令第27条の4第13項各号に掲げる事由がある場合の同条第14項各</p>	<p>(中小企業者であるかどうかの判定の時期)</p> <p><u>42の5-2 法人が、措置法第42条の5第2項に規定する「中小企業者」に該当する法人であるかどうかは、高度省エネルギー増進設備等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</u></p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<u>号に定める金額の計算についても、同様とする。</u>	

六 第 42 条の 6 (中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(事業年度の中途において中小企業者等に該当しなくなった場合等の適用)</p> <p>42 の 6-1 ……………</p> <p>……………、<u>同項に規定する適用除外事業者</u>に該当しない限り、同項の規定の適用があることに留意する。……………<u>措置法令第 27 条の 6 第 4 項第 2 号又は第 3 号</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p><u>(従業員数基準の適用)</u></p> <p><u>42 の 6-1 の 2 措置法令第 27 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する中小企業者 (以下 42 の 6-1 の 2 において同じ。) に該当するかどうかを判定する場合において従業員数基準が適用されるのは、資本又は出資を有しない法人のみであるから、資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人については、同項各号に掲げるものを除き、常時使用する従業員の数が 1,000 人を超えても中小企業者に該当することに留意する。</u></p> <p><u>(常時使用する従業員の範囲)</u></p> <p><u>42 の 6-1 の 3 措置法令第 27 条の 6 第 1 項に規定する「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工員等 (役員を除く。) の総数によって判定する</u></p>	<p>(事業年度の中途において中小企業者等に該当しなくなった場合等の適用)</p> <p>42 の 6-1 ……………</p> <p>……………同項の規定の適用があることに留意する。……………<u>措置法令第 27 条の 6 第 3 項第 2 号又は第 3 号</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>ことに留意する。この場合において、法人が酒造最盛期、野菜缶詰・瓶詰製造最盛期等に数か月程度の期間その労務に従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を「常時使用する従業員の数」に含めるものとする。</u></p> <p><u>(出資を有しない公益法人等の従業員の範囲)</u></p> <p><u>42の6-1の4 出資を有しない公益法人等又は人格のない社団等について、措置法令第27条の6第1項の規定により常時使用する従業員の数が1,000人以下であるかどうかを判定する場合には、収益事業に従事する従業員数だけでなくその全部の従業員数によって行うものとする。</u></p> <p><u>(適用除外事業者であるかどうかの判定)</u></p> <p><u>42の6-1の5 措置法第42条の6第1項又は第2項の規定の適用上、法人が適用除外事業者（同条第1項に規定する適用除外事業者をいう。）に該当するかどうかの判定に当たっては、措置法第42条の4第8項第8号に規定する乗じて計算した金額は、正当額によるのであるから、例えば、確定申告により確定した所得の金額が修正申告や更正により変更された場合には、その判定を改めて行う必要があることに留意する。</u></p> <p><u>(注) 措置法令第27条の4第13項各号に掲げる事由がある場合の同条第14項各号に定める金額の計算についても、同様とする。</u></p> <p>(取得価額の判定単位)</p> <p>42の6-2 <u>措置法令第27条の6第4項第1号又は第2号</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定機械装置等の取得価額要件の判定)</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取得価額の判定単位)</p> <p>42の6-2 <u>措置法令第27条の6第3項第1号又は第2号</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定機械装置等の取得価額要件の判定)</p>

改 正 後	改 正 前
42 の 6-3 <u>措置法令第 27 条の 6 第 4 項第 1 号から第 3 号まで</u> …………… (事業の判定) 42 の 6-5 …………… ④1 <u>措置法令第 27 条の 6 第 5 項</u> …………… 2 ……………	42 の 6-3 <u>措置法令第 27 条の 6 第 3 項第 1 号から第 3 号まで</u> …………… (事業の判定) 42 の 6-5 …………… ④1 <u>措置法令第 27 条の 6 第 4 項</u> …………… 2 ……………

七 第 42 条の 10 (国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
(開発研究用資産の償却費) 42 の 10-9 …………… …………… <u>措置法第 42 条の 4 第 8 項第 10 号</u> ……………	(開発研究用資産の償却費) 42 の 10-9 …………… …………… <u>措置法第 42 条の 4 第 8 項第 9 号</u> ……………

八 第 42 条の 11 の 2 (地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
(取得価額の合計額が <u>80 億円</u> を超えるかどうか等の判定) 42 の 11 の 2-5 …………… …………… <u>80 億円</u> …………… <u>措置法令第 27 条の 11 の 2 第 1 項</u> ……………	(取得価額の合計額が <u>100 億円</u> を超えるかどうか等の判定) 42 の 11 の 2-5 …………… …………… <u>100 億円</u> …………… <u>措置法令第 27 条の 11 の 2</u> ……………
(2 以上の事業年度において事業の用に供した場合の取得価額の計算) 42 の 11 の 2-6 ……………	(2 以上の事業年度において事業の用に供した場合の取得価額の計算) 42 の 11 の 2-6 ……………

改 正 後	改 正 前
<p>.....80 億円.....80 億円.....</p> <p>(算式)</p> $\left(\begin{array}{l} \text{80 億円} \\ - \\ \text{超過事業年度前の各事業年度（注1）において事業の用に供した特定事業用機械等の取得価額の合計額（注2）} \end{array} \right) \times \frac{\text{超過事業年度において事業の用に供した個々の特定事業用機械等の取得価額}}{\text{超過事業年度において事業の用に供した特定事業用機械等の取得価額の合計額}}$	<p>.....100 億円.....100 億円.....</p> <p>(算式)</p> $\left(\begin{array}{l} \text{100 億円} \\ - \\ \text{超過事業年度前の各事業年度（注1）において事業の用に供した特定事業用機械等の取得価額の合計額（注2）} \end{array} \right) \times \frac{\text{超過事業年度において事業の用に供した個々の特定事業用機械等の取得価額}}{\text{超過事業年度において事業の用に供した特定事業用機械等の取得価額の合計額}}$
<p>(注) 1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>.....80 億円.....80 億円.....</p> <p>4 <u>当該事業年度において事業の用に供した特定事業用機械等が(1)の特定事業用機械等である場合には、(1)により本通達を適用する。なお、当該事業年度において事業の用に供した特定事業用機械等のうちに次のいずれもがある場合には、特定事業用機械等を平成 31 年 4 月 1 日前に取得等をしたものと同日以後に取得等をしたものとに区分し、それぞれ次により本通達を適用する。</u></p> <p>(1) <u>平成 31 年 4 月 1 日前に取得等をした特定事業用機械等</u> <u>本文、算式及び注書 3 中「80 億円」とあるのは、「100 億円」とする。</u></p> <p>(2) <u>平成 31 年 4 月 1 日以後に取得等をした特定事業用機械等</u> <u>算式中「超過事業年度前の各事業年度において事業の用に供した特定事業用機械等の取得価額」に当該事業年度において事業の用に供した特定事業用機械等のうち同日前に取得等をしたものの取得価額を含める。</u></p>	<p>(注) 1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>.....100 億円.....100 億円.....</p>

九 第 42 条の 11 の 3 (地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(中小企業者であるかどうかの判定)</p> <p>42 の 11 の 3-2 <u>措置法第 42 条の 11 の 3 第 1 項又は第 2 項の規定の適用上、法人が措置法令第 27 条の 11 の 3 に規定する中小企業者に該当するかどうかの判定 (同条に規定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。)</u> は、<u>措置法第 42 条の 11 の 3 第 1 項に規定する建物及びその附属設備並びに構築物の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によるものとする。</u></p> <p>(適用除外事業者であるかどうかの判定)</p> <p>42 の 11 の 3-2 の 2 <u>措置法第 42 条の 11 の 3 第 1 項又は第 2 項の規定の適用上、法人が適用除外事業者 (措置法令第 27 条の 11 の 3 に規定する適用除外事業者をいう。) に該当するかどうかの判定に当たっては、措置法第 42 条の 4 第 8 項第 8 号に規定する乗じて計算した金額は、正当額によるのであるから、例えば、<u>確定申告により確定した所得の金額が修正申告や更正により変更された場合には、その判定を改めて行う必要があることに留意する。</u></u></p> <p>(注) <u>措置法令第 27 条の 4 第 13 項各号に掲げる事由がある場合の同条第 14 項各号に定める金額の計算についても、同様とする。</u></p> <p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定建物等の取得価額要件の判定)</p> <p>42 の 11 の 3-3 (同条に規定する中小企業者.....)</p>	<p>(中小企業者であるかどうかの判定の時期)</p> <p>42 の 11 の 3-2 <u>法人が、措置法令第 27 条の 11 の 3 に規定する「中小企業者」 (以下「中小企業者」という。) に該当する法人であるかどうかは、措置法第 42 条の 11 の 3 第 1 項に規定する建物及びその附属設備並びに構築物の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定建物等の取得価額要件の判定)</p> <p>42 の 11 の 3-3 (中小企業者.....)</p>

十 第 42 条の 12 の 3 (特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(中小企業者であるかどうかの判定)</p> <p>42 の 12 の 3-1 <u>措置法第 42 条の 12 の 3 第 1 項又は第 2 項の規定の適用上、 法人が同条第 1 項に規定する中小企業者に該当するかどうかの判定 (同項に規定 する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。)</u> は、同項に規定する 経営改善設備の取得又は製作若しくは建設 (以下「取得等」という。) をした 日及び事業の用に供した日の現況によるものとする。</p> <p>㊦ <u>法人が同条第 2 項に規定する「特定中小企業者等」に該当するかどうかの 判定 (同条第 1 項に規定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除 く。)</u> についても同様とする。</p> <p>(適用除外事業者であるかどうかの判定)</p> <p>42 の 12 の 3-1 の 2 <u>措置法第 42 条の 12 の 3 第 1 項又は第 2 項の規定の適用上、 法人が適用除外事業者 (同条第 1 項に規定する適用除外事業者をいう。) に該 当するかどうかの判定に当たっては、措置法第 42 条の 4 第 8 項第 8 号に規定す る乗じて計算した金額は、正当額によるのであるから、例えば、確定申告によ り確定した所得の金額が修正申告や更正により変更された場合には、その判定 を改めて行う必要があることに留意する。</u></p> <p>㊦ <u>措置法令第 27 条の 4 第 13 項各号に掲げる事由がある場合の同条第 14 項各 号に定める金額の計算についても、同様とする。</u></p>	<p>(中小企業者であるかどうかの判定の時期)</p> <p>42 の 12 の 3-1 <u>法人が、措置法第 42 条の 12 の 3 第 1 項に規定する「中小企業 者」に該当する法人であるかどうかは、同項に規定する経営改善設備の取得又 は製作若しくは建設 (以下「取得等」という。) をした日及び事業の用に供し た日の現況によって判定するものとする。</u></p> <p>㊦ <u>法人が、同条第 2 項に規定する「特定中小企業者等」に該当するかどうか の判定についても、同様とする。</u></p> <p>(新 設)</p>

十一 第 42 条の 12 の 4 ((中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(中小企業者等であるかどうかの判定)</p> <p>42 の 12 の 4-1 <u>措置法第 42 条の 12 の 4 第 1 項又は第 2 項の規定の適用上、法人が同条第 1 項に規定する「中小企業者等」に該当するかどうかの判定(措置法第 42 条の 4 第 8 項第 8 号に規定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。)</u>は、<u>措置法第 42 条の 12 の 4 第 1 項に規定する特定経営力向上設備等(以下 42 の 12 の 4-9 までにおいて「特定経営力向上設備等」という。)の取得又は製作若しくは建設(以下「取得等」という。)をした日及び事業の用に供した日の現況によるものとする。</u></p> <p>④ <u>法人が同条第 2 項に規定する「中小企業者等のうち政令で定める法人以外の法人」に該当するかどうかの判定(措置法第 42 条の 4 第 8 項第 8 号に規定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。)</u>についても同様とする。</p> <p>(適用除外事業者であるかどうかの判定)</p> <p>42 の 12 の 4-1 の 2 <u>措置法第 42 条の 12 の 4 第 1 項又は第 2 項の規定の適用上、法人が適用除外事業者(措置法第 42 条の 4 第 8 項第 8 号に規定する適用除外事業者をいう。)に該当するかどうかの判定に当たっては、同号に規定する乗じて計算した金額は、正当額によるのであるから、例えば、確定申告により確定した所得の金額が修正申告や更正により変更された場合には、その判定を改めて行う必要があることに留意する。</u></p> <p>④ <u>措置法令第 27 条の 4 第 13 項各号に掲げる事由がある場合の同条第 14 項各号に定める金額の計算についても、同様とする。</u></p>	<p>(中小企業者等であるかどうかの判定の時期)</p> <p>42 の 12 の 4-1 <u>法人が、措置法第 42 条の 12 の 4 第 1 項に規定する「中小企業者等」に該当する法人であるかどうかは、同項に規定する特定経営力向上設備等(以下 42 の 12 の 4-9 までにおいて「特定経営力向上設備等」という。)の取得又は製作若しくは建設(以下「取得等」という。)をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</u></p> <p>④ <u>法人が、同条第 2 項に規定する「中小企業者等のうち政令で定める法人以外の法人」に該当するかどうかの判定についても、同様とする。</u></p> <p>(新 設)</p>

十二 第 42 条の 12 の 5 (給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(中小企業者であるかどうかの判定)</p> <p>42 の 12 の 5-1 措置法第 42 条の 12 の 5 第 2 項の規定の適用上、法人が同項に規定する中小企業者に該当するかどうかの判定 (同項に規定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。) は、同項の規定の適用を受ける事業年度終了の時の現況によるものとする。</p> <p>(適用除外事業者であるかどうかの判定)</p> <p>42 の 12 の 5-1 の 2 措置法第 42 条の 12 の 5 第 2 項の規定の適用上、法人が適用除外事業者 (同項に規定する適用除外事業者をいう。) に該当するかどうかの判定に当たっては、措置法第 42 条の 4 第 8 項第 8 号に規定する乗じて計算した金額は、正当額によるのであるから、例えば、確定申告により確定した所得の金額が修正申告や更正により変更された場合には、その判定を改めて行う必要があることに留意する。</p> <p>④ 措置法令第 27 条の 4 第 13 項各号に掲げる事由がある場合の同条第 14 項各号に定める金額の計算についても、同様とする。</p> <p>(給与等の範囲)</p> <p>42 の 12 の 5-1 の 3</p>	<p>(中小企業者等であるかどうかの判定の時期)</p> <p>42 の 12 の 5-1 法人が措置法第 42 条の 12 の 5 第 2 項に規定する「中小企業者等」に該当する法人であるかどうかは、同項の規定の適用を受ける事業年度終了の時の現況によって判定するものとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(給与等の範囲)</p> <p>42 の 12 の 5-1 の 2</p>

十三 第 42 条の 13 (法人税の額から控除される特別控除額の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(中小企業者であるかどうかの判定)</p>	<p>(中小企業者であるかどうかの判定の時期)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>42 の 13-2 <u>措置法第 42 条の 13 第 6 項の規定の適用上、法人が同項に規定する中小企業者に該当するかどうかの判定（同項に規定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。）は、同項に規定する対象年度終了の時の現況によるものとする。</u></p> <p><u>（適用除外事業者であるかどうかの判定）</u></p> <p>42 の 13-3 <u>措置法第 42 条の 13 第 6 項の規定の適用上、法人が適用除外事業者（同項に規定する適用除外事業者をいう。）に該当するかどうかの判定に当たっては、措置法第 42 条の 4 第 8 項第 8 号に規定する乗じて計算した金額は、正当額によるのであるから、例えば、確定申告により確定した所得の金額が修正申告や更正により変更された場合には、その判定を改めて行う必要があることに留意する。</u></p> <p><u>④ 措置法令第 27 条の 4 第 13 項各号に掲げる事由がある場合の同条第 14 項各号に定める金額の計算についても、同様とする。</u></p>	<p>42 の 13-2 法人が<u>措置法第 42 条の 13 第 6 項に規定する中小企業者に該当する法人であるかどうかは、同項に規定する対象年度終了の時の現況によって判定するものとする。</u></p> <p>（新 設）</p>

十四 第 43 条（特定設備等の特別償却）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（特別償却の対象となる特定設備等）</p> <p>43(1)-1</p> <p>(1)</p> <p>(2)措置法令第 28 条第 6 項.....</p> <p>（特定設備等を貸し付けた場合の不適用）</p>	<p>（特別償却の対象となる特定設備等）</p> <p>43(1)-1</p> <p>(1)</p> <p>(2)措置法令第 28 条第 8 項.....</p> <p>（特定設備等を貸し付けた場合の不適用）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>43(1)－2 …………… ……………<u>措置法令第 28 条第 7 項</u>……………</p>	<p>43(1)－2 …………… ……………<u>措置法令第 28 条第 9 項</u>……………</p>
(廃 止)	<p><u>43(1)－3 削 除</u></p>
(廃 止)	<p><u>(取得価額の判定単位)</u></p>
	<p><u>43(1)－4 措置法令第 28 条第 1 項に規定する機械その他の減価償却資産の 1 台又は 1 基の取得価額が 600 万円以上であるかどうかについては、通常 1 単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は電源装置のような附属機器で当該本体と一体となって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(圧縮記帳をした公害防止用設備の取得価額)</u></p>
	<p><u>43(1)－5 措置法令第 28 条第 1 項に規定する機械その他の減価償却資産の取得価額が 600 万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械その他の減価償却資産が法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</u></p>
(廃 止)	<p>第 2 款 公害防止用設備</p>
(廃 止)	<p><u>(中古資産に公害防止の減価償却資産を設置した場合)</u></p>
	<p><u>43(2)－1 法人が、昭和 48 年 5 月 29 日付大蔵省告示第 69 号別表一に定める機械その他の減価償却資産で、建物、構築物又は機械及び装置（以下「建物等」と</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p>	<p><u>いう。)の一部を構成するものを取得し、これを従来から所有している建物等に新たに設置した場合にも、その取得した機械その他の減価償却資産については、措置法第43条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産として、同条の規定による特別償却ができることに留意する。</u></p> <p><u>(中小企業者であるかどうかの判定の時期)</u></p> <p><u>43(2)-2 法人が、措置法第43条第1項の表の第1号の上欄に規定する「中小企業者」に該当する法人であるかどうかは、特定設備等の取得又は製作若しくは建設(以下「取得等」という。)をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</u></p> <p><u>(代替設備の取得等に該当しないものの範囲)</u></p> <p><u>43(2)-3 措置法第43条第1項の適用上、次に掲げる減価償却資産については、同項の表の第1号の中欄に規定する「既に事業の用に供されていた当該機械その他の減価償却資産に代えて当該事業の用に供されることとなったもの」には該当しないものとすることができる。</u></p> <p><u>(1) 既存設備が災害により滅失又は損壊したためその代替設備として取得等をした指定公害防止用設備(措置法令第28条第1項の規定により財務大臣が指定した機械その他の減価償却資産をいう。以下同じ。)</u></p> <p><u>(2) 既存設備の取替え又は更新のために指定公害防止用設備の取得等をした場合で、その取得等により処理能力等が従前に比して相当程度(おおむね30%)以上増加したときにおける当該指定公害防止用設備のうちその処理能力等が増加した部分に係るもの</u></p> <p>第3款 海洋運輸業等</p>

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p><u>(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)</u></p> <p><u>43(3)－1 措置法令第28条第2項に規定する海洋運輸業又は沿海運輸業を営む法人は、海洋又は沿海において運送営業を営む法人に限られるから、たとえ法人が海上運送法の規定により船舶運航事業を営もうとする旨の届出をしても、専ら自家貨物の運送を行う場合には、その法人の営む運送は、海洋運輸業又は沿海運輸業に該当しないことに留意する。</u></p> <p><u>(註) 同項に規定する海洋運輸業又は沿海運輸業については、日本標準産業分類(総務省)の「小分類451 外航海運業」又は「小分類452 沿海海運業」に分類する事業が該当する。</u></p>
(廃止)	<p>第4款 自動車教習用貨物自動車</p>
(廃止)	<p><u>(中小企業者等であるかどうかの判定の時期)</u></p> <p><u>43(4)－1 法人が、措置法第43条第1項の表の第3号の上欄に規定する「中小企業者等」に該当する法人であるかどうかは、特定設備等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</u></p>
(廃止)	<p><u>(指定自動車教習所を設置するものであるかどうかの判定の時期)</u></p> <p><u>43(4)－2 法人が、措置法第43条第1項の表の第3号の上欄に規定する「指定自動車教習所として指定された……自動車教習所を設置するもの」に該当する法人であるかどうかは、特定設備等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</u></p>
<p>第2款 再生可能エネルギー発電設備等</p>	<p>第5款 再生可能エネルギー発電設備等</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(匿名組合契約等に基づいて出資を受ける法人の意義)</p> <p>43(2)－1 法人が措置法第 43 条第 1 項の表の第 1 号……………措置法令第 28 条第 2 項第 3 号……………</p> <p style="text-align: center;">第 3 款 海洋運輸業等</p> <p>(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)</p> <p>43(3)－1 措置法令第 28 条第 3 項に規定する海洋運輸業又は沿海運輸業を営む法人は、海洋又は沿海において運送営業を営む法人に限られるから、たとえ法人が海上運送法の規定により船舶運航事業を営もうとする旨の届出をしても、専ら自家貨物の運送を行う場合には、その法人の営む運送は、海洋運輸業又は沿海運輸業に該当しないことに留意する。</p> <p>④ 同項に規定する海洋運輸業又は沿海運輸業については、日本標準産業分類(総務省)の「小分類 451 外航海運業」又は「小分類 452 沿海海運業」に分類する事業が該当する。</p>	<p>(匿名組合契約等に基づいて出資を受ける法人の意義)</p> <p>43(5)－1 法人が措置法第 43 条第 1 項の表の第 4 号……………措置法令第 28 条第 7 項第 3 号……………</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

十五 第 43 条の 3 ((被災代替資産等の特別償却) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(中小企業者等であるかどうかの判定)</p> <p>43 の 3－8 措置法第 43 条の 3 第 1 項の規定の適用上、法人が同項に規定する「中小企業者等」に該当するかどうかの判定(同条第 2 項に規定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。)は、同条第 1 項に規定する被災代替資</p>	<p>(中小企業者等であるかどうかの判定の時期)</p> <p>43 の 3－8 法人が、措置法第 43 条の 3 第 1 項に規定する「中小企業者等」に該当する法人であるかどうかは、同項に規定する被災代替資産等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>産等の取得等をした日及び事業の用に供した日の<u>現況によるものとする。</u></p> <p><u>(適用除外事業者であるかどうかの判定)</u></p> <p>43の3-9 <u>措置法第43条の3第1項の規定の適用上、法人が適用除外事業者(同条第2項に規定する適用除外事業者をいう。)に該当するかどうかの判定に当たっては、措置法第42条の4第8項第8号に規定する乗じて計算した金額は、正当額によるのであるから、例えば、確定申告により確定した所得の金額が修正申告や更正により変更された場合には、その判定を改めて行う必要があることに留意する。</u></p> <p><u>(註) 措置法令第27条の4第13項各号に掲げる事由がある場合の同条第14項各号に定める金額の計算についても、同様とする。</u></p>	<p>(新 設)</p>

十六 第44条(関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却)関係

改 正 後	改 正 前
<p>(機械及び装置の取得価額の判定単位)</p> <p>44-6<u>400万円</u>.....</p> <p>(圧縮記帳をした研究施設の取得価額)</p> <p>44-7<u>400万円</u>.....</p>	<p>(機械及び装置の取得価額の判定単位)</p> <p>44-6<u>240万円</u>.....</p> <p>(圧縮記帳をした研究施設の取得価額)</p> <p>44-7<u>240万円</u>.....</p>

十七 第 45 条 ((特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(中小規模法人等であるかどうかの判定)</p> <p>45-13 措置法第 45 条第 2 項の規定の適用上、法人が中小規模法人又は同項に規定する中小企業者に該当するかどうかの判定 (同項に規定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。) は、産業振興機械等の取得等をした日及び指定事業の用に供した日の現況によるものとする。</p> <p>(適用除外事業者であるかどうかの判定)</p> <p>45-14 措置法第 45 条第 2 項の規定の適用上、法人が適用除外事業者 (同項に規定する適用除外事業者をいう。) に該当するかどうかの判定に当たっては、措置法第 42 条の 4 第 8 項第 8 号に規定する乗じて計算した金額は、正当額によるのであるから、例えば、確定申告により確定した所得の金額が修正申告や更正により変更された場合には、その判定を改めて行う必要があることに留意する。</p> <p>④ 措置法令第 27 条の 4 第 13 項各号に掲げる事由がある場合の同条第 14 項各号に定める金額の計算についても、同様とする。</p>	<p>(中小規模法人等であるかどうかの判定の時期)</p> <p>45-13 法人が中小規模法人又は措置法第 45 条第 2 項に規定する中小企業者に該当する法人であるかどうかは、産業振興機械等の取得等をした日及び指定事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</p> <p>(新 設)</p>

十八 第 45 条の 2 ((医療用機器等の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>第 45 条の 2 ((医療用機器等の特別償却) 関係</p> <p>(取得価額の判定単位)</p> <p>45 の 2-1</p>	<p>第 45 条の 2 ((医療用機器等の特別償却) 関係</p> <p>(取得価額の判定単位)</p> <p>45 の 2-1</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>同条第3項に規定する器具及び備品の1台又は1基の取得価額が30万円以上であるかどうかの判定についても、同様とする。</u></p> <p>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</p> <p>45の2-2 ……………</p> <p><u>措置法令第28条の10第3項に規定する器具及び備品並びにソフトウェアの取得価額が30万円以上であるかどうかを判定する場合においても、同様とする。</u></p> <p>(主たる事業でない場合の適用)</p> <p>45の2-3 <u>措置法第45条の2第1項から第3項まで</u>……………</p> <p>(事業の判定)</p> <p>45の2-4 ……………<u>措置法第45条の2第1項から第3項まで</u>…………… ……</p> <p><u>(特別償却の対象となる建物の附属設備)</u></p> <p>45の2-5 <u>措置法第45条の2第3項に規定する建物の附属設備は、当該建物とともに取得等(同項に規定する「取得等」をいう。)をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。</u></p>	<p>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</p> <p>45の2-2 ……………</p> <p>(主たる事業でない場合の適用)</p> <p>45の2-3 <u>措置法第45条の2第1項</u>……………</p> <p>(事業の判定)</p> <p>45の2-4 ……………<u>措置法第45条の2第1項</u>……………</p> <p>(新 設)</p>

十九 第 47 条の 2 (特定都市再生建築物の割増償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>第 47 条の 2 (特定都市再生建築物の割増償却) 関係</p> <p>(特定都市再生建築物の範囲)</p> <p>47 の 2-1 ……特定都市再生建築物 (以下「特定都市再生建築物」… ……………中古建築物……………</p> <p>(特定都市再生建築物に該当する建物附属設備の範囲)</p> <p>47 の 2-2 ……特定都市再生建築物……………</p> <p>(資本的支出)</p> <p>47 の 2-5 ……特定都市再生建築物……………特定都市再生建 築物……………</p>	<p>第 47 条の 2 (特定都市再生建築物等の割増償却) 関係</p> <p>(特定都市再生建築物等の範囲)</p> <p>47 の 2-1 ……特定都市再生建築物等 (以下「特定都市再生建築物等」 ……………中古建築物等……………</p> <p>(特定都市再生建築物等に該当する建物附属設備の範囲)</p> <p>47 の 2-2 ……特定都市再生建築物等……………</p> <p>(資本的支出)</p> <p>47 の 2-5 ……特定都市再生建築物等……………特定都市再生 建築物等……………</p>

二十 旧第 55 条の 2 (新事業開拓事業者投資損失準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p>	<p>第 55 条の 2 (新事業開拓事業者投資損失準備金) 関係</p> <p>(新事業開拓事業者投資損失準備金に係る組合事業の帰属損益額の経理の方 法)</p> <p>55 の 2-1 措置法第 55 条の 2 第 1 項の規定の適用対象となる新事業開拓事業者 の株式を有する法人が、同項に規定する投資事業有限責任組合に係る組合事業 (当該投資事業有限責任組合において営まれる事業をいう。)の帰属損益額(基</p>

改 正 後	改 正 前
	<p>本通達 14-1-1 の 2 の「帰属損益額」をいう。) について、基本通達 14-1-2 (2) 又は (3) の方法により各事業年度の益金の額又は損金の額に算入する金額を計算している場合であっても、措置法規則第 21 条の 2 第 4 項に規定する書類を当該事業年度の確定申告書に添付するとともに、例えば、当該法人の財務諸表の注記等において当該新事業開拓事業者の株式の帳簿価額を投資事業有限責任組合ごとに区分して記載するなど財務諸表に新事業開拓事業者の株式を有していることを表示し、かつ、当該事業年度の確定申告書に添付する法人税申告書別表五 (一) の「利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書」に当該新事業開拓事業者の株式の帳簿価額を記載しているときには、当該新事業開拓事業者の株式を対象として措置法第 55 条の 2 第 1 項の規定を適用することができる。</p>

二十一 第 55 条の 2 (金属鉱業等鉱害防止準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 55 条の 2</u> (金属鉱業等鉱害防止準備金) 関係</p> <p>(積立限度超過額の認容)</p> <p><u>55 の 2-1</u> ……………</p> <p>……………<u>措置法第 55 条の 2 第 2 項</u>……………</p> <p>(損金の額に算入されなかった金属鉱業等鉱害防止準備金がある場合)</p> <p><u>55 の 2-2</u> ……………<u>措置法第 55 条の 2 第 1 項</u>……………</p>	<p><u>第 55 条の 5</u> (金属鉱業等鉱害防止準備金) 関係</p> <p>(積立限度超過額の認容)</p> <p><u>55 の 5-1</u> ……………</p> <p>……………<u>措置法第 55 条の 5 第 2 項</u>……………</p> <p>(損金の額に算入されなかった金属鉱業等鉱害防止準備金がある場合)</p> <p><u>55 の 5-1 の 2</u> ……………<u>措置法第 55 条の 5 第 1 項</u>……………</p>

改 正 後	改 正 前
(海外投資等損失準備金の取扱いの準用) <u>55の2-3</u>	(海外投資等損失準備金の取扱いの準用) <u>55の5-2</u>

二十二 第56条((特定災害防止準備金)関係)

改 正 後	改 正 前
(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用) 56-1	(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用) 56-1
..... <u>55の2-1</u> <u>55の5-1</u>

二十三 第57条の4((原子力発電施設解体準備金)関係)

改 正 後	改 正 前
(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用) 57の4-1	(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用) 57の4-1
..... <u>55の2-1</u> <u>55の5-1</u>

二十四 第57条の4の2((特定原子力施設炉心等除去準備金)関係)

改 正 後	改 正 前
(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用) 57の4の2-1	(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用) 57の4の2-1
..... <u>55の2-1</u> 及び <u>55の2-2</u> <u>55の5-1</u> 及び <u>55の5-1の2</u>

二十五 第 57 条の 5 (保険会社等の異常危険準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
(金属鉱業等鉱害防止準備金の取扱いの準用)	(金属鉱業等鉱害防止準備金の取扱いの準用)
57 の 5-7 <u>55 の 2-1</u>	57 の 5-7 <u>55 の 5-1</u>

二十六 第 57 条の 7 (関西国際空港用地整備準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)	(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)
57 の 7-2 <u>55 の 2-1</u>	57 の 7-2 <u>55 の 5-1</u>

二十七 第 57 条の 7 の 2 (中部国際空港整備準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)	(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)
57 の 7 の 2-2 <u>55 の 2-1</u>	57 の 7 の 2-2 <u>55 の 5-1</u>

二十八 第 57 条の 8 (特定船舶に係る特別修繕準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)	(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)
57 の 8-8 <u>55 の 2-1</u>	57 の 8-8 <u>55 の 5-1</u>

二十九 第 57 条の 9 (中小企業者等の貸倒引当金の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>第 57 条の 9 (中小企業者等の貸倒引当金の特例) 関係</p> <p>(適用除外事業者であるかどうかの判定)</p> <p><u>57 の 9-1 措置法第 57 条の 9 第 1 項の規定の適用上、法人が同項に規定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定に当たっては、措置法第 42 条の 4 第 8 項第 8 号に規定する乗じて計算した金額は、正当額によるのであるから、例えば、確定申告により確定した所得の金額が修正申告や更正により変更された場合には、その判定を改めて行う必要があることに留意する。</u></p> <p><u>(註) 措置法令第 27 条の 4 第 13 項各号に掲げる事由がある場合の同条第 14 項各号に定める金額の計算についても、同様とする。</u></p> <p>(実質的に債権とみられないもの)</p> <p><u>57 の 9-1 の 2</u></p>	<p>第 57 条の 9 (中小企業等の貸倒引当金の特例) 関係</p> <p>(新 設)</p> <p>(実質的に債権とみられないもの)</p> <p><u>57 の 9-1</u></p>

三十 第 58 条 (探鉱準備金又は海外探鉱準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(金属鉱業における新鉱床探鉱費の範囲)</p> <p>58-12</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p>	<p>(金属鉱業における新鉱床探鉱費の範囲)</p> <p>58-12</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p>

改 正 後	改 正 前
(イ) <u>日本産業規格</u> (ロ) (参考) (海外投資等損失準備金の取扱い等の準用) 58-17 <u>55 の 2 - 1</u>	(イ) <u>日本工業規格</u> (ロ) (参考) (海外投資等損失準備金の取扱い等の準用) 58-17 <u>55 の 5 - 1</u>

三十一 第 61 条の 2 (農業経営基盤強化準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用) 61 の 2-2 <u>55 の 2 - 1</u>	(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用) 61 の 2-2 <u>55 の 5 - 1</u>

三十二 第 62 条の 3 (土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係

改 正 後	改 正 前
(建築面積等の意義) 62 の 3(5) - 15 <u>措置法令第 38 条の 4 第 21 項第 2 号ロ</u> (床面積の 4 分の 3 以上に相当する部分が専ら居住の用に供されるものであるかどうかの判定) 62 の 3(5) - 25 <u>措置法令第 38 条の 4 第 30 項第 3 号</u> (一の住宅の意義等)	(建築面積等の意義) 62 の 3(5) - 15 <u>措置法令第 38 条の 4 第 20 項第 2 号ロ</u> (床面積の 4 分の 3 以上に相当する部分が専ら居住の用に供されるものであるかどうかの判定) 62 の 3(5) - 25 <u>措置法令第 38 条の 4 第 29 項第 3 号</u> (一の住宅の意義等)

改 正 後	改 正 前
62 の 3 (5) - 29 <u>措置法令第 38 条の 4 第 32 項</u> ……………	62 の 3 (5) - 29 <u>措置法令第 38 条の 4 第 31 項</u> ……………
(併用住宅の場合)	(併用住宅の場合)
62 の 3 (5) - 30 ……………	62 の 3 (5) - 30 ……………
(注) …………… <u>措置法令第 38 条の 4 第 32 項</u> ……………	(注) …………… <u>措置法令第 38 条の 4 第 31 項</u> ……………
(床面積の意義)	(床面積の意義)
62 の 3 (5) - 31 …………… <u>措置法令第 38 条の 4 第 30 項第 3 号、同項第 4 号、同条第 32 項第 1 号</u> ……………	62 の 3 (5) - 31 …………… <u>措置法令第 38 条の 4 第 29 項第 3 号、同項第 4 号、同条第 31 項第 1 号</u> ……………
(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)	(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)
62 の 3 (6) - 6 …………… <u>措置法令第 38 条の 4 第 39 項第 2 号から第 6 号まで</u> ……………	62 の 3 (6) - 6 …………… <u>措置法令第 38 条の 4 第 38 項第 2 号から第 6 号まで</u> ……………
(土地等以外の資産がある場合の取得日)	(土地等以外の資産がある場合の取得日)
62 の 3 (6) - 7 …………… <u>措置法令第 38 条の 4 第 39 項第 3 号から第 6 号まで</u> ……………	62 の 3 (6) - 7 …………… <u>措置法令第 38 条の 4 第 38 項第 3 号から第 6 号まで</u> ……………
(取得日の異なる土地等がある場合の区分)	(取得日の異なる土地等がある場合の区分)
62 の 3 (6) - 8 …………… <u>措置法令第 38 条の 4 第 39 項第 3 号から第 6 号まで</u> ……………	62 の 3 (6) - 8 …………… <u>措置法令第 38 条の 4 第 38 項第 3 号から第 6 号まで</u> ……………
(開発許可等を受けることができると見込まれる日の認定)	(開発許可等を受けることができると見込まれる日の認定)
62 の 3 (6) - 10 <u>措置法令第 38 条の 4 第 34 項から第 36 項まで</u> …………… <u>同条第 33 項</u> ……………	62 の 3 (6) - 10 <u>措置法令第 38 条の 4 第 33 項から第 35 項まで</u> …………… <u>同条第 32 項</u> ……………

三十三 第 63 条 ((短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)</p> <p>63(6)－6 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 38 条の 4 第 39 項第 2 号から第 6 号まで</u>……………</p> <p>………</p>	<p>(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)</p> <p>63(6)－6 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 38 条の 4 第 38 項第 2 号から第 6 号まで</u>……………</p> <p>………</p>
<p>(土地等以外の資産がある場合の取得日)</p> <p>63(6)－7 ……………<u>措置法令第 38 条の 4 第 39 項第 3 号から第 6 号まで</u>……………</p> <p>……………</p>	<p>(土地等以外の資産がある場合の取得日)</p> <p>63(6)－7 ……………<u>措置法令第 38 条の 4 第 38 項第 3 号から第 6 号まで</u>……………</p> <p>……………</p>
<p>(取得日の異なる土地等がある場合の区分)</p> <p>63(6)－8 ……………<u>措置法令第 38 条の 4 第 39 項第 3 号から第 6 号まで</u>……………</p> <p>……………</p>	<p>(取得日の異なる土地等がある場合の区分)</p> <p>63(6)－8 ……………<u>措置法令第 38 条の 4 第 38 項第 3 号から第 6 号まで</u>……………</p> <p>……………</p>